

学校感染症 罹患証明書

年 組 番 氏 名

学校保健安全法第19条により児童・生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延・流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。診断内容を下記にご記入いただきますようお願いいたします。

疾患名(該当欄に○を付けてください。)

種	○印	疾患名	出席停止期間の基準
第1種		※エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種		麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
		風疹	発疹が消失するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
		結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種		コレラ	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症 ()	

出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

- ※1 本書を用いて医療機関で証明してもらう場合、有料になることもありますので、ご理解ください。
- ※2 本書でなくても、「生徒名」・「疾患名」・「出席停止期間」・「医師の署名」が揃っているものであれば、それで代用できます。
- ※3 登校許可がおりた後、「学校感染症罹患証明書」を1週間以内に担任へ提出してください。
- ※4 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、「学校感染症罹患届」をご使用ください。